

労働者派遣法改正法に係る政令案の内容について

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部改正

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第五条に規定する業務を削除するものとする。

第二 経過措置

一 労働者派遣事業の許可に関する経過措置

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に一般労働者派遣事業の許可の申請をした者の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例によるものとする。

二 労働者派遣事業の許可の有効期間の更新に関する経過措置

1 改正法の施行の際現にされている一般労働者派遣事業の有効期間の更新の申請は、改正法の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）に基づく労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請とみなすものとする。

2 1の申請に係る許可の有効期間の更新の基準については、なお従前の例によるものとする。

三 労働者派遣事業の役務の提供を受ける期間等に関する経過措置

1 新法第三十条第一項第一号及び第二項並びに第四十条の五第二項の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び当該労働者派遣に係る派遣労働者について適用するものとする。

2 新法第三十四条等の労働者派遣の役務の提供を受ける期間に関する規定（改正法附則に規定しているもの及び1に掲げるものを除く。）は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び派遣就業について適用し、施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣及び派遣就業については、なお従前の例によるものとする。

3 施行日前に締結された労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣については、改正法の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十条の四及び第四十条の五の規定は、なおその効力を有するものとする。

第三 その他

一 施行期日

この政令は、平成二十七年九月三十日から施行するものとするこ
と。

二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。